

プロジェクト 税効果会計

項目 開示に関する検討①
－財務諸表利用者が必要とする情報の検討**本資料の目的**

1. 本資料では、財務諸表利用者が、その目的に応じて利用する税効果会計に関連する情報を明らかにすることによって、現行の開示に対して追加する開示項目の要否を検討することを目的とする。

財務諸表利用者における税効果に関する分析

2. 以下では、財務諸表利用者の目的ごとに、税効果会計に関連する開示項目の分析を行う。
3. 財務諸表利用者のうち、セルサイドのアナリスト¹及びバイサイドのアナリスト²は、一般的に 6 か月から 1 年後の目標株価を予想し、現在の株価に対して、割安か割高かについての分析を行っている。当該目標株価については、主に株価収益率 (PER)、株価純資産倍率 (PBR)、ディスカウント・キャッシュ・フロー (DCF)、又はそれらの手法のうち複数を用いて予想している。これらの目標株価の予想の方法及び当該方法における税効果に関する分析との関連性については、以下と考えられる。

(1) PER 及び PBR による目標株価の予想

PER による目標株価は、一般的に、将来の一株当たり利益 (EPS) の予想値に、同業他社比較や株式市況等を勘案した PER を乗じて算定される。また、PBR による目標株価は、一般的に、将来の一株当たり純資産 (BPS) の予想値に、将来予想される自己資本利益率 (ROE) の水準や同業他社比較等により算定された PBR を乗じて算定される。

将来の EPS 又は将来の BPS を求めるためには、将来の税引前当期純利益から法人税等及び法人税等調整額 (以下、これらを合わせて「税金費用」という。) を差し引いて、将来の当期純利益を予測する必要があるため、税金費用の予測が必要となる。

¹ セルサイドアナリストは、主として企業の成長性や収益性をもとに株式価値 (ファンダメンタルズバリュ) を評価し、現在の株価が割高であるか割安であるかを判断するとされている (「知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査の概要」第 3 章 経済産業省 2007 年 3 月)。

² 様々な投資目的に合った証券を組み合わせて総合的な資産運用に関わるファンドマネージャーに投資情報の提供をするのがバイサイドアナリストであるが、分析の視点や考え方などは、セルサイドアナリストと大きくは変わらないといわれている (「知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査の概要」第 3 章 経済産業省 2007 年 3 月)。

- 業績が比較的安定し将来もその状況が続くと予想され、過去の当期利益の水準や税負担率の推移もある程度安定している場合、税負担率（税引前当期純利益と税金費用の割合）を予測することで、当期利益や利益剰余金を予測し、将来のEPSやBPSを求める。
- 将来の税金費用が大きく増減する可能性がある場合、例えば、業績が大きく変動するケースや税務上の繰越欠損金を有しているケース、多額の一時差異の解消が予定されているケース等特定のケースに限定して繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価を行い税金費用の金額を予測し、税負担率に考慮することで、当期利益、利益剰余金及び純資産を予測し、将来のEPSやBPSを求める。

(2) DCFによる目標株価の予想

DCF法による目標株価は、一般的に、将来フリー・キャッシュ・フロー（FCF）の割引現在価値をもとに算定される。この将来FCFを、例えば「税引後営業利益＋減価償却費－設備投資－増加運転資本」により求める場合、「税引後営業利益」を将来の営業利益に税負担率を乗じた額を営業利益から差し引いて算定することとなる。この場合、税負担率の予測が必要となる。

よって、これらの分析においては、税負担率の予測及び税金費用の金額の予測が必要になると考えられる。

4. また、格付会社等のクレジット・アナリスト³は、企業の信用力を評価するために、企業の財務の安定性について分析を行う。具体的には、自己資本比率や債務償還年数を検証しており⁴、税効果に関する分析との関連性については、以下と考えられる。

(1) 自己資本比率の検証

自己資本比率の検証を行うにあたっては、一般的に、繰延税金資産の額が重要である場合、繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性（将来、繰延税金資産の額が大きく変動する可能性）を分析し、必要に応じて、不確実性が一定程度あると判断したものを自己資本の額から差し引いたうえで、総資産で除した数値（修正した自己資本比率）を用いる。

(2) 債務償還年数の検証

³ クレジット・アナリストは、主として企業の元利金支払能力の確実性についてランキングをつけ、負債投資家に対して情報提供を行い、企業の財務健全性や安全性といった点に着目した企業評価を行うとされている（「知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査の概要」第3章 経済産業省 2007年3月）。

⁴ 税効果に関する分析に関連し、自己資本比率や債務償還年数のほかにも、業種によっては、リスクのある資産が自己資本で十分賄えているかを検証することがある。その際は、自己資本比率と同様に繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性を分析し、不確実性が一定程度あると判断した繰延税金資産の額を差し引き、検証する。

債務償還年数は、例えば、純有利子負債額を FCF で除して算定される。将来の債務償還年数の検証を行うためには、将来 FCF を算定する必要がある。将来 FCF を求めるためには、第 3 項(2)に記載したように税負担率の予測が必要となる。

よって、この分析においては、繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価及び税負担率の予測が必要となると考えられる。

5. 第 3 項及び第 4 項を踏まえると、財務諸表利用者は、税効果に関する分析として、主に税負担率及び税金費用の金額の予測を行っていると考えられる^(注)。

(注) セルサイド及びバイサイドのアナリストの分析(第 3 項(1))では、将来の税金費用が大きく増減する可能性のある場合や税務上の繰越欠損金を有している場合等特定のケースに絞って詳細に「繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価を行い、税金費用の金額を予測する」のに対し、クレジット・アナリストの分析(第 4 項(1))では、金額的に重要性のある繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の分析を詳細に行う。両者の分析は、フローに着目するか、ストックに着目するかは差はあるが、将来において税金費用の金額が大きく増減するかどうかを予測する観点では同じと考えられるため、本資料では「税金費用の金額の予測」としてまとめて記載する。

6. 以上を踏まえ、次項以降では、税負担率及び税金費用の金額の予測において、現行の開示上、不足している情報の有無を検討する。

財務諸表利用者の分析において不足している情報の有無

税負担率の予測の分析において不足している情報の有無

7. 財務諸表利用者が税負担率を予測する場合、現状では、一般的に、①每期税率差異の調整として開示されているもの(永久に損金又は益金に算入されない項目等)、②一過性の要因で税率差異に影響する事象が生じた時に開示されるもの、③その他(評価性引当額の増減等)に分けて、法定実効税率に加減するかどうかを検討しているものと考えられるが、各々、以下の情報が不足しているとの意見が利用者から聞かれる。

- ①については、現状の開示でも「税引前当期純利益又は税金等調整前当期純利益に対する法人税等(法人税等調整額を含む。)の比率と法定実効税率との間に重要な差異があるときは、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳」(以下「税率差異の注記」という。)があるため、特段、不足している情報はないと考えられる。
- ②については、現状の開示では、税率の変更による影響の開示があるが、税率の変更以外の税法の改正による影響については開示されていないため、税法の改正が税負担率にどのように影響するのかの分析が困難となっていると考え

られる。

- ③については、例えば、税率差異の注記のうち「評価性引当額の増減」等の割合が大きい場合、現状では「繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳」の推移によりその内容を推測しているが、当該評価性引当額の内訳については開示されていないため、評価性引当額の増減が税負担率にどのように影響するのかの分析が困難となっていると考えられる。

税金費用の金額の予測の分析において不足している情報

8. 財務諸表利用者が税金費用を予測する場合、現状では、現在開示されている繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳を利用し、将来税金費用が大きく増減する可能性があると考えられるケースを想定し、将来の税金費用の金額の変動を予測していると考えられる。将来税金費用が大きく増減する可能性があると考えられるケースとしては、①企業の状況が変動するケース、②一時差異が変動するケース、③税務上の繰越欠損金が増減するケースが考えられるが、現状では、以下の情報が不足しているため、将来の税金費用の増減を予測することが困難となっているとの意見が利用者から聞かれる。
 - ①については、現状では、分類の情報、当期の課税所得の税引前利益との調整、将来の課税所得の見込み（在外子会社については、各子会社の所在地国の税制や各子会社の繰延税金資産の計上方針）に関する情報が開示されていない。
 - ②については、現状では、評価性引当額の内訳や一時差異の将来の解消予定に関する情報が開示されていない。
 - ③については、現状では、税務上の繰越欠損金の額とその繰延税金資産の計上額、税務上の繰越欠損金とその繰延税金資産の繰越期限別の金額及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上した根拠（在外子会社について、繰越欠損金の控除額に影響を与える税制がある場合には、その内容）が開示されていない。
9. 前項までの検討を踏まえると、財務諸表利用者が、税負担率や税金費用の金額を予測する場合、現行の開示では、以下の情報が不足している可能性があると考えられる。

親会社及び国内子会社	在外子会社
(1)会社の状況に関する情報（分類等）	(1)会社の状況に関する情報（分類等）
● 分類の情報	● 各子会社の所在地国の税制

<ul style="list-style-type: none"> ● 当期の課税所得の税引前利益との調整 ● 将来の課税所得の見込み ● 各子会社の繰延税金資産の計上方針 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各子会社の繰延税金資産の計上方針 ● 当期の課税所得の税引前利益との調整 ● 将来の課税所得の見込み
<p>(2) 一時差異の変動に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 評価性引当額の内訳 ● 一時差異の将来の解消予定 	<p>(2) 一時差異の変動に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 同左
<p>(3) 税務上の繰越欠損金の変動に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 税務上の繰越欠損金の額とその繰延税金資産の計上額（合計額） ● 税務上の繰越欠損金とその繰延税金資産の繰越期限別の金額 ● 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上した根拠 	<p>(3) 税務上の繰越欠損金の変動に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 同左 ● 税務上の繰越欠損金の控除額に影響を与える税制がある場合には、その内容
<p>(4) 税法の改正に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 税法の改正の内容 ● 税法の改正に伴い税金費用に与える影響額 	<p>(4) 税法の改正に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 同左

有用性に関する分析

10. 以下では、前項の表に記載した項目に関する有用性を再度整理する。

(1) 会社の状況に関する情報

11. 会社の状況に関する情報（「分類」「当期の課税所得の税引前利益との調整」「将来の課税所得の見込み」「各子会社の所在地国の税制」「各子会社の繰延税金資産の計上方針」）の有用性は、次のように整理されることが考えられる。

（「分類」）

- 国内企業においては繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針に従って5つに分類し当該分類に応じて繰延税金資産を計上するため、分類が開示されれば、企業の状況や、繰延税金資産について何年程度の課税所得を計上しているかを理解でき、将来の税金費用の増減の予測に役立つ可能性がある。

- 一方、繰延税金資産の回収可能性の判断において、分類は判断過程の一部にすぎず、同一の分類であっても課税所得の見積りなどにより回収金額は異なることから、分類そのものの情報が開示されたとしても当該情報のみでは将来の税金費用を分析することは困難であり、ミスリーディングされる可能性がある。

〔「各子会社の所在地国の税制」「各子会社の繰延税金資産の計上方針」〕

- 在外子会社の場合、各子会社の所在地国の税制やそれに基づく各子会社の繰延税金資産の計上方針が開示された場合、各子会社の状況を理解できる可能性がある。
- 一方、各時点における各子会社の状況は様々であり、繰延税金資産の計上方針の開示を求めても、所在地国の税制や各子会社の状況が十分に開示されない場合、ミスリーディングされる可能性がある。また、仮にそれらの情報の十分性を求める場合、過度な負担が生じる可能性がある。

〔「当期の課税所得と税引前利益との調整」「将来の課税所得の見込み」〕

- 繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の十分性を判断して行われることから、「課税所得と税引前利益との調整」及び「将来の課税所得見込み」が開示される場合、将来の税金費用の予測に直接的に役立つ可能性がある。
- 一方、「課税所得と税引前利益との調整」については、国際的な会計基準において求められていない情報である。特に、主要な納税主体における開示を行う場合、過度な開示負担が生じる可能性がある。
- また、「将来の課税所得見込み」については、検証可能性が十分に確保されない可能性があり、一般的に、非財務情報における開示と考えられる。

(2) 一時差異の変動に関する情報

12. 一時差異の変動に関して、評価性引当額の内訳及び一時差異等の将来の解消予定の有用性は、次のように整理されると考えられる。

- 法定実効税率と税負担率の差異が大きい企業においては、一般的に、当該差異の原因となる項目として評価性引当額の増減が挙げられることが多いものと考えられ、評価性引当額の内訳を示すことは、利用者からのニーズが特に高いものと考えられる。
- 評価性引当額の内訳については、以下のように、一時差異の内訳ごとに評価性引当額を開示する方法が考えられるが、実務上、一定の仮定を置かないと個々の将来減算一時差異項目に係る評価性引当額について算定できないケースが

多いと考えられ、プロラタ計算等により按分して評価性引当額を開示する場合、ミスリーディングされる可能性があると考えられる。

評価性引当額の内訳「一時差異の内訳ごとに評価性引当額を開示する案」

	前連結会計年度	当連結会計年度
税務上の繰越欠損金	XXX 百万円	XXX 百万円
退職給付に係る負債	XXX	XXX
減損損失	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
合計	X, XXX	X, XXX

- 一方、実務上は通常、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は個別に算定していると考えられることから、例えば、以下のように、将来減算一時差異の合計額と税務上の繰越欠損金について評価性引当額を開示する方法も考えられる⁵。ただし、この開示方法では、将来減算一時差異の内訳がないため、情報の有用性に一定の限界があることから、評価性引当額に重要な増減が生じている場合、その内容を開示することも考えられる。

評価性引当額の内訳「将来減算一時差異の合計額と税務上の繰越欠損金について評価性引当額を開示する案」

	前連結会計年度	当連結会計年度
税務上の繰越欠損金(*1)	XXX 百万円	XXX 百万円
将来減算一時差異(*2)	XXX	XXX
合計	X, XXX	X, XXX

(*1) 前連結会計年度に比べて税務上の繰越欠損金に対する評価性引当額が XXX 百万円減少している。この主な理由は、・・・によるものである。

(*2) 前連結会計年度に比べて将来減算一時差異に対する評価性引当額が XXX 百万円増加している。この主な理由は、・・・によるものである。

(参考) 国際的な会計基準における上記に関連する開示

IFRS では、将来減算一時差異の合計額と税務上の繰越欠損金の評価性引当額の開示が求められている (IAS 第 12 号第 81 項(e))。また、評価性引当額控除後の繰延税金資産の主な原因別の内訳が開示されており (IAS 第 12 号第 81 項(g))、当該内訳の増減と将来減算一時差異の合計額の増減を把握することにより、定性的に将来減算一時差異に係る評価性引当額の増減理由を求める提案と類似した情報が開示されていると考えられる。

⁵ 一般に、税務上の繰越欠損金は、一時差異の解消見込額をスケジューリングした後の将来の課税所得 (税務上の繰越欠損金控除前) に基づき、控除見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上するため (回収可能性適用指針第 12 項また書)、一時差異のケースとは異なり、個別に評価性引当額を算定出来ないケースは限定的と考えられる。

米国会計基準では、当該事業年度の評価性引当額の総額及びその変動額の開示が求められている(ASC740-10-50-2)。また、税務上の繰越欠損金の金額(ASC740-10-50-3a)の開示が求められている⁶。

(3) 税務上の繰越欠損金に関する情報

13. 税務上の繰越欠損金に関する情報の有用性は、次のように整理されると考えられる。

- 企業において税務上の繰越欠損金が生じている場合、通常、不確実性又はリスクがあり、現在繰延税金資産がどの程度計上され、将来の税金費用がどのように変動するのかを分析するために財務諸表利用者が特に注視している情報と考えられる。
- 税務上の繰越欠損金について将来の課税所得で充当できるかどうかを判断する場合、連結納税制度を除き繰延税金資産の回収可能性の判断は、連結グループを構成する納税主体ごとに行われるため、会社別の開示が有用性が高いものと考えられる。

この開示方法の場合、以下のように、会社別に「税務上の繰越欠損金の額とその繰延税金資産の計上額(合計額)」、「税務上の繰越欠損金とその繰延税金資産の繰越期限別の金額」、「税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上した根拠」及び必要であれば「税務上の繰越欠損金の控除額に影響を与える税制がある場合には、その内容」を開示することが考えられる。

ただし、このような会社別の開示は、国際的な会計基準においても求められていない情報であり、過度な開示負担が生じる可能性がある。

重要な税務上の繰越欠損金を有する会社別に開示する案

(重要な税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産)

当社グループは、当連結会計年度において、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産をX,XXX百万円計上した。これは、主として当社のスペインの海外子会社A社(税務上の繰越欠損金XXX百万円、計上している繰延税金資産XXX百万円)及びオランダの海外子会社B社(税務上の繰越欠損金X,XXX百万円、計上している繰延税金資産XXX百万円)により計上されたものである。

スペインの海外子会社A社における税務上の繰越欠損金は、過去、……………
……。現在は、……………。今後……………。

オランダの海外子会社B社における税務上の繰越欠損金は、過去、……………
……。現在は、……………。今後……………。

なお、スペインの海外子会社A社及びオランダの海外子会社B社の税務上の繰越欠

⁶ 2016年7月にFASBから公表された、会計基準更新書案「法人所得税(トピック740):開示に関する取組み-法人所得税に関する開示要求の変更」(ASU案)では、報告期間において認識した又は取り崩した評価性引当金に関する説明及び金額の開示(ASU案740-10-50-6B)が提案されている(審議事項(4)-5参照)。

損金の金額と繰越期限は以下のとおりである。

	海外子会社 A 社	海外子会社 B 社
1 年目	XXX 百万円	XXX 百万円
2 年目	XXX	XXX
3 年目	XXX	XXX
4 年目	XXX	XXX
5 年目超	XXX	XXX
合計	XXX	XXX

- 一方、会社別の開示が困難である場合、以下のように連結ベースで、「税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額」を開示することが考えられるが、異なる課税法域で生じた税務上の繰越欠損金の繰越期限別の合計金額では、情報の有用性に一定の限界があると考えられる。このため、特定の連結会社において重要な税務上の繰越欠損金が生じている場合、当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の金額とその認識の根拠を開示することも考えられる⁷。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1 年以内	1 年超	2 年超	3 年超	4 年超	5 年超	合計
		2 年以内	3 年以内	4 年以内	5 年以内		
税務上の繰越欠損金	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	(*1) XXX
評価性引当額	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
繰延税金資産	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	(*1) XXX

(*1) 税務上の繰越欠損金 XXX 百万円のうち XXX 百万円は、XX 国に所在する海外子会社のものであり、……により生じたものである。この税務上の繰越欠損金に対し XXX 百万円の繰延税金資産を計上しており、当該計上額は、……により認識している。

(参考) 国際的な会計基準における上記に関連する開示

IFRS においては、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除の額（及び、もしあれば失効日）（IAS 第 12 号第 81 項(e)）の開示及び当期又は前期に損失が生じた場合等の一定の状況における繰延税金資産の金額とその認識の根拠となる証拠の内容の開示が（IAS 第 12 号第 82 項）が要求されており、上記の提案と類似の情報が求められていると考えられる。

米国会計基準においては、税務上の繰越欠損金の金額及び繰越期限（ASC740-10-50-3a）

⁷ 特定の連結会社における重要な税務上の繰越欠損金が生じている場合の当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の金額とその認識の根拠の開示については、第 44 回専門委員会において、「繰延税金資産の回収可能性の計上方針及び見積りの不確実性に関する経営者の判断に係る定性的な開示について追加的に開示することについて検討を行う必要があると考える。」との意見に対応して、追加で記載を提案している。

の開示が求められている⁸。

(4) 税法の改正に関する情報

14. 現状では、税法の改正に関する情報として、「税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額」及び「決算日後に税率の変更があった場合には、その内容及びその影響」のみが求められている。
15. 税法の改正に関する情報としては、税率の変更のみではなく、他の税制改正も将来の税負担率に影響を与えるため、その他の税法改正による影響額（繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正額等）を開示する場合、税負担率の予測に役立つ可能性がある。

(参考) 国際的な会計基準における上記に関連する開示

IFRS においては、税金費用の主要な内訳を開示することが要求され、その1つに税率の変更又は新税の賦課に係る繰延税金費用（収益）の額（IAS 第12号第80項(d)）が挙げられている。また、開示される後発事象の例として、「報告期間後に制定又は発表された税率又は税法の変更で、当期税金及び繰延税金の資産・負債に重要な影響を及ぼすもの」が挙げられている（IAS 第10号第22項(h)）。このため、上記の提案と類似の情報が求められていると考えられる。

米国会計基準においては、税金費用の内訳の例として、「税法の改正又は税率の改訂、又は企業の税務上の地位の変更による繰延税金負債又は資産の修正」が挙げられている（ASC740-10-50-9(g)）。

まとめ

16. 上記の分析をまとめると、以下のとおり考えられるがどうか。
 - (1) 国内企業における分類の開示については、将来の税金費用の増減の予測に役立つ可能性があるとの意見があるものの、判断過程の一部にすぎず、ミスリーディングされる可能性があると考えられ、追加すべき開示項目とはならないと考えられるがどうか。
 - (2) 在外子会社における各子会社の所在地国の税制やそれに基づく各子会社の繰延

⁸ 2016年7月にFASBから公表された、会計基準更新書案「法人所得税（トピック740）：開示に関する取組み - 法人所得税に関する開示要求の変更」では、連邦、州及び国外の繰越控除の金額（税金考慮前）及び評価性引当額控除前の繰延税金資産の額（税金額）について、報告書日後の最初の5年間の各会計期間の金額及び残りの期間の合計の開示（ASU案740-10-50-6Aa及びb）が提案されている（審議事項(4)-5参照）。

税金資産の計上方針についても、各子会社の状況を理解できる可能性があるとの意見があるものの、各時点における子会社の状況は様々であり、ミスリーディングされる可能性があり、追加すべき開示項目とはならないと考えられるかどうか。

- (3) 課税所得と税引前利益との調整及び将来の課税所得見込みについては、将来の税金費用の予測に直接役立つ可能性があると考えられる。ただし、課税所得と税引前利益との調整については、国際的な会計基準において求められていない情報であり、導入することは難しいと考えられるかどうか。

また、「将来の課税所得見込み」については、一般的に、非財務情報における開示と考えられ、財務情報として導入することは難しいと考えられるかどうか。

- (4) 評価性引当額の内訳を示すことは、利用者からのニーズが特に高いものと考えられるが、プロラタ計算等により按分して評価性引当額を算定せざるを得ないケースが多いため、計算が複雑になる可能性やミスリーディングされる可能性があり、追加すべき開示項目とはならないと考えられるかどうか。

一方、将来減算一時差異の合計額と税務上の繰越欠損金について評価性引当額を開示する方法（評価性引当額に重要な増減が生じている場合、その内容を開示することを含む。）については、国際的にも類似の開示が求められている情報であり、評価性引当額の内訳を示す方法に比べ情報の有用性は限定されるものの、追加すべき開示項目の候補となると考えられるかどうか。

- (5) 税務上の繰越欠損金については、財務諸表の利用者が特に注視している情報と考えられ、主要な会社別の開示が有用性が高いものと考えられる。ただし、会社別の開示は、国際的な会計基準においても求められていない情報であり、過度な開示負担が生じる可能性があり、導入することは難しいと考えられるかどうか。

一方、税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額の開示については、国際的にも類似の開示が求められている情報であり、追加すべき開示項目の候補となると考えられるかどうか。

- (6) 税法の改正に関する情報としては、税率の変更のみではなく、他の税制改正も将来の税負担率に影響を与えるため、その他の税法改正による影響額（繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正額等）の開示についても、国際的にも類似の開示が求められている情報であり、追加すべき開示項目の候補となると考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

事務局のまとめについてご意見を伺いたい。

(別紙) 現行の会計基準における開示

	前連結会計年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	X, XXX 百万円	X, XXX 百万円
退職給付に係る負債	X, XXX "	X, XXX "
減損損失	X, XXX "	X, XXX "
その他	XXX "	XXX "
繰延税金資産小計	X, XXX "	X, XXX "
評価性引当額	△ X, XXX "	△ X, XXX "
繰延税金資産合計	X, XXX "	X, XXX "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ XXX "	△ XXX "
子会社の留保利益金	△ XX "	△ XXX "
固定資産圧縮積立金	△ XX "	△ XXX "
繰延税金負債合計	△ XXX "	△ X, XXX "
繰延税金資産(負債)の純額	X, XXX "	X, XXX "

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。

	前連結会計年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
流動資産－繰延税金資産	X, XXX 百万円	X, XXX 百万円
固定資産－繰延税金資産	X, XXX "	X, XXX "
流動負債－繰延税金負債	△ XX "	△ XX "
固定負債－繰延税金負債	△ XXX "	△ X, XXX "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
法定実効税率	XX. X %	XX. X %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	X. X "	X. X "
住民税均等割等	X. X "	X. X "
試験研究費税額控除	X. X "	X. X "
評価性引当額の増減	X. X "	△ X. X "
在外子会社との税率の差異	X. X "	X. X "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	X. X "	X. X "
その他	X. X "	X. X "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	XX. X "	XX. X "

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
(略)

以上